

公益財団法人 牛久保・天田育英財団

定 款

平成23年11月10日	公証人認証
平成23年11月15日	設立施行
平成25年10月10日	改定
平成28年 6月16日	改定
平成28年 8月 2日	公益財団法人認定
平成29年 6月29日	改定
平成30年 6月25日	改定
令和 元年 6月21日	改定
令和 6年 6月21日	改定
令和 7年 6月25日	改定

目 次

第 1 章	総則	
	第 1 条	名称 4
	第 2 条	事務所 4
第 2 章	目的及び事業	
	第 3 条	目的 4
	第 4 条	事業 4
第 3 章	資産及び会計	
	第 5 条	基本財産 4
	第 6 条	基本財産の維持及び処分 4
	第 7 条	事業年度 4
	第 8 条	事業計画及び収支予算 5
	第 9 条	事業報告及び決算 5
	第 10 条	公益目的取得財産残額の算定 5
第 4 章	評議員	
	第 11 条	評議員 5
	第 12 条	評議員の選任及び解任 5
	第 13 条	任期 6
	第 14 条	評議員の報酬等 6
第 5 章	評議員会	
	第 15 条	構成 7
	第 16 条	権限 7
	第 17 条	開催 7
	第 18 条	招集 7
	第 19 条	議長 7
	第 20 条	決議 7
	第 21 条	決議の省略 8
	第 22 条	議事録 8
第 6 章	役員	
	第 23 条	役員の設置 8
	第 24 条	役員を選任 8
	第 25 条	理事の職務及び権限 8
	第 26 条	監事の職務及び権限 8
	第 27 条	役員の任期 9
	第 28 条	役員を解任 9
	第 29 条	役員を報酬等 9

第7章	理事会	
	第30条	構成 9
	第31条	権限 9
	第32条	開催 9
	第33条	招集の通知10
	第34条	議長10
	第35条	決議10
	第36条	決議の省略10
	第37条	議事録10
第8章	定款の変更及び解散	
	第38条	定款の変更10
	第39条	解散10
	第40条	公益法人の取消し等に伴う贈与10
	第41条	残余財産の帰属11
第9章	公告の方法	
	第42条	公告の方法11
第10章	委員会	
	第43条	委員会11
	第44条	選考委員会11
第11章	事務局	
	第45条	設置等11
	第46条	備付け帳簿及び書類11
第12章	補則	
	第47条	株式の議決権行使12
	附則12
	別表13

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、公益財団法人牛久保・天田育英財団と称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県伊勢崎市寿町に置く。

2 前項の事業については、群馬県において行うものとする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、次代を担う有望な人材を育成する為に奨学金を給付することをその目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 人材育成事業の実施及び奨学金給付による支援
- (2) 研究会、講演会、行事の運営
- (3) 会報の刊行及びホームページの運営
- (4) その他前各号に関連する事業

第3章 資産及び会計

(基本財産)

第5条 この法人の基本財産は次に掲げるものをもって構成される。

- (1) 理事会及び評議員会で基本財産に繰り入れることを議決した財産。
- (2) 公益認定を受けた日以降に基本財産として寄附された財産。

(基本財産の維持及び処分)

第6条 基本財産は、この法人の目的を達成するために善良な管理者の注意をもって管理しなければならないが、基本財産の一部を処分しようとするとき、基本財産から除外しようとするとき及び基本財産に繰り入れるときは、あらかじめ理事会及び評議員会の議決を要する。

2 この法人の財産の管理・運用は、代表理事が行うものとし、その方法は理事会の決議により別に定める資金運用規程によるものとする。

(事業年度)

第7条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第8条 この法人の事業計画書及び収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度開始前に、代表理事が作成し、理事会でこれを決議する。事業年度開始後にこれを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、公益の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第9条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、代表理事が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時評議員会に提出し、第1号及び第2号の書類についてはその内容を報告し、第3号から第6号までの書類については承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書
 - (6) 財産目録
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、公益の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、公益の閲覧に供するものとする。
 - (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
 - (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給基準を記載した書類
 - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(公益目的取得財産残額の算定)

第10条 代表理事は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、前条第2項第4号の書類に記載するものとする。

第4章 評議員

(評議員)

第11条 この法人に評議員6名以上15名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第12条 評議員の選任及び解任は、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律第179条から第195条の規定に従い、評議員会において行う。

2 評議員を選任する場合には、次の各号の要件をいずれも満たさなければならない。

(1) 各評議員について、次のイからへに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 当該評議員及びその配偶者又は3親等内の親族
- ロ 当該評議員と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- ハ 当該評議員の使用人
- ニ ロ又はハに掲げる者以外の者であつて、当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの
- ホ ハ又はニに掲げる者の配偶者
- ヘ ロからニまでに掲げる者の3親等内の親族であつて、これらの者と生計を一にするもの

(2) 他の同一団体(公益法人を除く。)の次のイからニに該当する評議員の合計数が評議員の総数の3分の1を超えないものであること。

- イ 理事
- ロ 使用人
- ハ 当該他の同一の団体の理事以外の役員又は業務を執行する社員である者
- ニ 次に掲げる団体においてその職員(国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。)である者
 - ① 国の機関
 - ② 地方公共団体
 - ③ 独立行政法人通則法第2条第1項に規定する独立行政法人
 - ④ 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人又は同条第3項に規定する大学共同利用機関法人
 - ⑤ 地方独立行政法人法第2条第1項に規定する地方独立行政法人
 - ⑥ 特殊法人(特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法第4条第15号の規定の適用を受けるものをいう。)又は認可法人(特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。)

(任期)

第13条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。

任期満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了するときまでとする。

2 評議員は、第11条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

- 第14条 評議員は、無報酬とする。
条 評議員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることが出来る。
2

第5章 評議員会

(構成)

- 第15条 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

- 第16条 評議員会は、次の事項について決議する。
- (1) 理事及び監事の選任及び解任
 - (2) 理事及び監事の報酬等の額
 - (3) 評議員に対する報酬等の支給の基準
 - (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
 - (5) 定款の変更
 - (6) 残余財産の処分
 - (7) 基本財産の処分又は除外の承認
 - (8) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

- 第17条 評議員会は、定時評議員会及び臨時評議員会の2種とする。
条 評議員会は、定時評議員会として毎年度6月に1回開催するほか、必要がある場合に
2 開催する。

(招集)

- 第18条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき代表理事
条 が招集する。
評議員は、代表理事に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、
2 評議員会の招集を請求することができる。

(議長)

- 第19条 評議員会の議長は、その評議員会において、出席した評議員の中から選出する。

(決議)

- 第20条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の
条 過半数が出席し、その過半数をもって行なう。
前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議
2 員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
(1) 監事の解任
(2) 評議員に対する報酬等の支給の基準

- (3) 定款の変更
- (4) 基本財産の処分又は除外の承認
- (5) その他法令で定められた事項

理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議

- 3 を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第23条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(決議の省略)

第21条 理事が、評議員会の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることのできる評議員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第22条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

条 議事録には、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人

- 2 1名がこれに記名押印する。

第6章 役員

(役員の設定)

第23条 この法人に、次の役員を置く。

条 (1) 理事 6名以上12名以内

(2) 監事 2名以上4名以内

理事のうち、1名を代表理事とし、2名以内を業務執行理事とする。

- 2

(役員を選任)

第24条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

条 代表理事及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- 2 代表理事以外の業務執行理事のうち、2名以内を常務理事とする。

- 3

(理事の職務及び権限)

第25条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

条 代表理事は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を

- 2 執行し、業務執行理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

代表理事は、この法人の業務全体を統轄する。

- 3 業務執行理事は、代表理事を補佐し、この法人の業務を総括する。

- 4 代表理事及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4箇月を越える間隔で2回以上、
- 5 自己の職務状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第26条** 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

- 第27条** 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。
- 監事の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時
- 2 評議員会の終結の時までとする。
 - 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
 - 3 する。
 - 4 理事又は監事は、第23条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

- 第28条** 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1)職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
 - (2)心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(報酬等)

- 第29条** 役員は、無報酬とする。
- 条** 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることが出来る。
- 2

第7章 理事会

(構成)

- 第30条** 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第31条** 理事会は、次の職務を行う。
- (1)この法人の業務執行の決定
 - (2)理事の職務の執行の監督

(3) 代表理事及び業務執行理事の選定及び解職

(開催)

- 第 32 条** 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。
- 条** 通常理事会は、原則として年2回開催する。
- 2 臨時理事会は、必要がある場合には、いつでも招集できる。
- 3

(招集の通知)

- 第 33 条** 理事会は、代表理事が招集する。
- 条** 代表理事が欠けたとき又は代表理事に事故があるときは、業務執行理事が理事会を
- 2 招集する。

(議長)

- 第 34 条** 理事会の議長は、代表理事とする。
- 条** 代表理事に事故があるとき、又は代表理事が欠けたときは、業務執行理事が議長とな
- 2 る。

(決議)

- 第 35 条** 理事会の決議は、議決に加わることができない理事を除く理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

- 第 36 条** 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなすものとする。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

- 第 37 条** 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成する。
- 2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第 8 章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

- 第 38 条** この定款は、評議員会の決議によって変更することができる。
- 条** 前項の規定は、この定款の第3条及び第4条及び第12条についても適用する。
- 2 前項の変更を行った場合は、遅滞なく、その旨を行政庁に届け出なければならない。
- 3

(解散)

第39条 この法人は、基本財産の滅失によるこの法人の目的である事業の成功の不能その他法令で定められた事由によって解散する。

(公益認定の取消し等に伴う贈与)

第40条 この法人が公益認定の取消しの処分を受けた場合又は合併により法人が消滅する場合(その権利義務を継承する法人が公益法人であるときを除く。)には、評議員会の決議を経て、公益目的取得財産残額に相当する額の財産を、当該公益認定取消しの日又は当該合併の日から1箇月以内に、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の帰属)

第41条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、評議員会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第42条 この法人の公告は、官報に掲載する方法により行う。

条 やむを得ない事由により、官報に掲載することができない場合は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による。

第10章 委員会

(委員会)

第43条 この法人は、事業の円滑な遂行を図るため、委員会を設けることができる。

条 委員会の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会の議決を得て、代表理事が別に定める。

(選考委員会)

第44条 この法人には、第4条第1項第1号の対象となるものを選考するため、選考委員会を置く。

選考委員会の任務、構成及び運営に関し必要な事項は、理事会において別に定める選考委員会規程による。

第11章 事務局

(設置等)

第 45 条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

条 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

- 2 事務局長は、理事会の決議を得て代表理事が委嘱し、職員は、代表理事が任免する。
- 3

(備付け帳簿及び書類)

第 46 条 事務所には、常に次に掲げる帳簿及び書類を備えておかなければならない。

- (1) 定款
- (2) 理事、監事及び評議員の名簿
- (3) 認定、許可、認可等及び登記に関する書類
- (4) 定款に定める理事会及び評議員会の議事に関する書類
- (5) 財産目録
- (6) 役員等の報酬規程
- (7) 事業計画書、収支予算書
- (8) 事業報告書及び計算書類等
- (9) 前項の監査報告書
- (10) その他法令で定める帳簿及び書類

第 12 章 補 則

(株式の議決権行使)

第 47 条 基本財産に組み入れられた株式の発行会社の株式に係る次に掲げる事項以外の事項についての株主権の行使に当たっては、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 配当金の受領
- (2) 無償新株式の受領
- (3) 株主割当増資への応募
- (4) 株主宛配布書類の受領

附 則

- 1 この定款は、公益社団法人及び公益財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 7 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の代表理事は、牛久保行男とする。
- 4 この法人の最初の評議員は、次に掲げる者とする。

天田清之助 井田三義 谷彰良 後藤明弘 板橋英之 大宮登

- 5 この法人の最初の監事は、次に掲げる者とする。
高橋勇雄 齋藤仁志